

## 農林業センサスデータの高度利用について

- 1 農林業センサスデータについては、100 万件を超える農林業経営体のビッグデータを保有しており、調査計画で定められている統計表を作成するための一次利用に止まらず、公共財として積極的に二次利用を普及していく必要があります。
- 2 これまで統計法第 33 条第 1 項の規定に基づいて、大学や研究機関からの調査票情報二次利用申請によるデータ提供を行ってきましたが、その多くは農林業センサスデータを単体で分析する基礎的なデータ利用であり、例えば他のデータとリンケージして分析するような高度なデータ利用は限定的となっています。（資料 1－1 参照）
- 3 また、過去に他の調査結果データとのリンケージ利用を普及する目的で、
  - ①経済センサスと農林業センサスを接合した組替集計、
  - ②集落営農実態調査と農林業センサスを接合した組替集計を行い農林水産省ホームページで公表していますが、その利活用も低調となっています。（資料 1－2、3 参照）
- 4 このような状況を踏まえ、2016 年には、農林業センサスデータをより高度に利用する方策の一つとして、農林業センサス調査結果、他府省統計調査結果（国勢調査、経済センサス等）、行政情報（日本型直接支払制度、農業基盤情報等）な

どのデータを、全国約 15 万の農業集落単位に組み替えて編成した「活かすDB（地域の農業を見て・知って・活かすDB）」を構築して、農林水産省ホームページで公開しています。（資料 1－4～7 参照）

この活かすDBについては、その後、随時、編集データを充実するとともに、本省段階での政策部門と連携した施策の取組状況分析の実施、地方農政局段階での地域農業実態分析の実施、地方自治体へのPR活動等を行いながら利用普及の取組を強化しています。

5 今後は、活かすDBの一層の利用促進の取組を進めるとともに、それ以外の農林業センサデータの高度利用の方策として、例えば、

①民間ビッグデータ等とのリンケージ分析

②個別調査票情報の一般利用（個票そのもののデータ利用は統計法上認められていませんが、例えば、農業集落ごとに個人を特定しない形に個別調査票情報を加工してプロット表示として提供など）

など、より多方面からデータの高度利用方策を検討していく必要があると考えています。